

令和5年2月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和5年2月15日	開会
同	日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

令和5年2月15日（水）午後1時開議

○議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期決定について
- 日程第4 議案第1号 令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第2号 令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 議案第4号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例について
- 日程第10 議案第7号 令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第11 議案第8号 令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第12 発議第1号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例について
- 日程第13 和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（29名）

1番	古川祐典君	2番	松本哲郎君
3番	宮本憲治君	4番	南出昌彦君
5番	中西登志明君	6番	松本隆史君
7番	宮井章君	8番	三栗章史君
9番	船木孝明君	10番	田中宏幸君
11番	美野勝男君	12番	浦中隆男君
13番	山下晴夫君	14番	新谷英一郎君
15番	石橋千歌子君	16番	白岩昌和君
17番	森谷信哉君	19番	辻村昌宏君
21番	堀口晴生君	22番	原田覚君
23番	堀辰雄君	24番	正木秀男君
25番	大石哲雄君	26番	岡本克敏君
27番	曾根和仁君	28番	久原拓美君
29番	佃奈津代君	30番	前岡武津雄君
31番	長脊守君		

○欠席議員（1名）

20番 中村真一君

○説明のため出席した者

広域連合長	尾花正啓君	副広域連合長	真砂充敏君
副広域連合長	中山正隆君	副広域連合長	岡本章君
事務局長	青山泰尚君	事務局次長 兼業務課長	池本収児君
総務課長	山崎希恵君	総務課長 班	坂東由佳子君
総務課長 班	森下和哉君	業務課長 班	稲田かおり君
業務課長 班	上西公次君	業務課長 班	江里雅夫君

○職務のため出席した者

書記長	高松浩二	書記	楠千弥
-----	------	----	-----

午後1時00分 開議

○議長 ただいまから令和5年2月15日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程に先立ち、ご報告します。

御坊市の松本隆史議員、日高町の辻村昌宏議員、美浜町の龍神初美議員は、選挙母体であります、各市町におきまして、任期満了により離職されております。ここに、あらためまして、離職されました議員皆様方のご尽力に対し感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

次に、新たに当議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく当議会議員に、御坊市の松本隆史君、かつらぎ町の浦中隆男君、日高町の辻村昌宏君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

次に、広域連合長から招集の挨拶のため、発言を求められていますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、尾花正啓君。

〔広域連合長 尾花正啓君 登壇〕

○連合長 皆様、こんにちは。広域連合長を務めております、和歌山市長の尾花でございます。

本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中、当広域連合議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行も3年を経過し、国は、新型コロナの感染症法上の位置づけについて、5月8日に季節性インフルエンザ等と同じ「5類」へ移行する方針を決定しました。今年は、「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」を見据えて、新たなステージへと移行する重要な年になると考えております。

さて、平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度も、令和5年度で16年目を迎えますが、団塊の世代が75歳以上に入り始め、現役世代の支援金の急激な増加が見込まれることから、全世代対応型の持続可能な社会保障制度改革として、昨年10月から一定以上の所得のある被保険者の方に対する医療費の窓口での2割負担が導入されたところです。

昨年12月には、政府の全世代型社会保障構築会議の報告書が取りまとめられ、令和6年度から、出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みの導入や、保険料負担において、負担能力のある高齢者に応分の負担を求めるため、賦課限度額や所得割率の引上げを行うことが盛り込まれました。今後の国の動向を注視するとともに、被保険者への情報提供や丁寧でわかりやすい説明を心掛けてまいります。

また、健康寿命延伸プランにおいて、令和6年度までにすべての市町村で実施することが求められている「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」について、令和5年度は18市町村が取り組む予定となっています。高齢者の心身の多様な課題への対応や、きめ細やかな支援について、より一層推進してまいりますとともに、残り12市町が早期に着手できるよう連携を深めてまいります。

今後とも、市町村と連携して保健事業を推進するとともに、医療費の適正化を図るなど、被保険者の皆様が安心して適切な医療を享受し、健康で自立した生活ができるよう努めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き特段のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会におきましては、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算のほか、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をはじめ4件の条例案、令和5年度一般会計及び特別会計予算の諸議案を上程しております。議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、定例会招集のご挨拶といたします。よろしくお祈りいたします。

○議長 日程第1「議席の指定」を行います。今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により議長において、19番、辻村昌宏君及び29番、佃奈津代君を指名します。

次に、日程第3「会期決定について」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期を、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。令和5年2月1日付け、和広第476号をもって、和歌山県後期高齢者医療広域連合長から、本日招集の当議会2月定例会に提出する議案が送付されております。次に、令和4年9月27日付け、和広監第9号をもって財務監査の結果に関する報告が参っており、令和4年8月25日付け、和広監第7号、同年9月14日付け、和広監第8号、同年10月19日付け、和広監第10号、同年11月15日付け、和広監第11号、同年12月21日付け、和広監第12号、令和5年1月23日付け、和広監第13号、同年2月10日付け、和広監第14号、をもって例月出納検査の結果に関する報告が、それぞれ、監査委員から参っております。写しはお手元に配付いたしております。

次に、令和5年2月1日、和歌山県社会保障推進協議会から「後期高齢者医療制度の保険料に関する陳情書」が提出されました。内容につきましては、配布しております資料の

とおりでございます。以上でございます。

○議長 次に、日程第4、議案第1号「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」から日程第11、議案第8号「令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」までの8件を一括議題とし、当局から、提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、尾花正啓君。

〔広域連合長 尾花正啓君 登壇〕

○連合長 それでは、議案第1号から議案第8号までにつきまして、その概要を一括してご説明申し上げます。

議案第1号及び議案第2号につきましては、令和4年度補正予算関係です。一般会計におきまして2,535万9千円を減額補正し、特別会計におきまして9,489万5千円を減額補正するものです。また、債務負担行為として、一般会計では、情報系システム移行業務委託、情報系システムの借上げと運用保守について、特別会計では、基幹系システム移行業務委託、基幹系システムの借上げと運用保守について、それぞれ期間、限度額を設定するものです。

続きまして、条例関係です。議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年の年齢を原則65歳まで段階的に引き上げるなど、所要の改正を行うものです。

議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告を踏まえた勤勉手当及び給料表の改正です。

議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例について」は、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を規定するため、条例を制定するものです。

議案第7号及び議案第8号は、令和5年度当初予算関係です。令和5年度の予算総額は、一般会計で3億5,766万8千円、特別会計で1,555億6,231万4千円です。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長 次に、当局から補足説明のための発言の申し出がありますので、これを許可します。

○事務局長 議長 番外。

〔事務局長 青山泰尚君 登壇〕

○事務局長 それでは補足説明をさせていただきます。始めに、議案第1号及び第2号の「令和4年度補正予算第2号関係」についてご説明いたします。

議案書の2ページをお開き願います。議案第1号「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」は、歳入歳出それぞれ2,535万9千円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を2億5,146万5千円とするものです。補正の款項の区分ごとの金額につきましては、3ページの第1表「歳入歳出予算補正」に計上しておりますが、予算の内容につきましては、事項別明細書に沿って目ごとにご説明いたします。

5ページをお開き願います。歳入におきましては、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1,161万8千円の減額は、今回の歳出補正事務費分の減額により、市町村からの事務費分賦金を減額するものです。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金は、決算見込に伴い、特別会計の事務費が減額となったことにより、特別会計事務費分賦金抑制財源としての財政調整基金の取り崩し額を1,384万8千円減額するものです。

6ページをお開き願います。次に歳出におきましては、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1,151万4千円の減額は、令和4年度会計における支出額確定及び決算見込に伴うものです。

7ページをご覧ください。第4款諸支出金、第1項、第1目特別会計繰出金1,384万8千円の減額は、特別会計歳出補正に伴う財源調整により、特別会計への繰出金を減額するものです。なお、補正予算給与費明細書につきましては、8ページをご参照願います。

続きまして、9ページをご覧ください。第2表、債務負担行為の設定は、情報系システム機器更改に関する債務負担行為を設定するものです。公募型のプロポーザル方式による契約候補者選定を令和4年度中に行うことに対する債務負担行為です。情報系システム移行業務委託料は、期間は令和5年度、限度額は1,100万円を予定しています。情報系システム借料は、期間は令和6年度から10年度、限度額は4,620万円です。

続きまして、11ページをお開き願います。議案第2号、「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)」は、歳入歳出それぞれ9,489万5千円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を1,588億7,842万2千円とするものです。

補正の款項の区分ごとの金額につきましては、12ページの第1表「歳入歳出予算補正」に計上しておりますが、その内容につきましては、事項別明細書に沿って、目ごとに、ご説明いたします。

14ページをお開き願います。歳入におきましては、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金302万円の減額は、健康診査受診者の見込数の減によるものです。第3目調整交付金6,946万2千円の減額は、保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る交付金や窓口負担の見直しに伴う経費の減額等により、特別調整交付金を減額するものです。

第7款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金1,384万8千円の減額は、事務費分に係る歳出補正に伴う財源調整として、財政調整基金からの繰入を減額するものです。第2目基金繰入金859万6千円の減額は、保険料分に係る歳出補正に伴う財源調整として、後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入れを減額するものです。

15ページをご覧ください。歳出におきましては、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費702万3千円の減額は、令和4年度会計における支出額確定及び決算見込みに伴うものです。

第3款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金は、決算見込みに伴い851万2千円を増額するものです。

16ページをお開き願います。第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費1,217万4千円の減額は、決算見込みに伴うものです。減額の主なものは、健康診査委託料1,301万9千円の減額で、健康診査受診者見込み数の減によるものです。第2目その他保健事業費8,424万1千円の減額は、主に決算見込みに伴う保健と介護一体化委託料の減額によるものです。

17ページをご覧ください。第2表、債務負担行為の設定は、基幹系システム機器更改に関する債務負担行為を設定するものです。公募型のプロポーザル方式による契約候補者選定を令和4年度中に行うことに対する債務負担行為です。基幹系システム移行業務委託料は、期間は令和5年度、限度額は2億6,637万9千円で、次期標準システムクラウドサーバ等を導入し、現行システムから移行を行う業務委託となります。基幹系システム借料は、期間は令和6年度から10年度、限度額は9億326万5千円で、広域連合内及び和歌山県内の市町村に設置する機器等のリース及び運用保守委託となります。補正予算第2号の説明は以上です。

続きまして、条例関係となります。18ページをお開き願います。議案第3号は、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」です。本条例につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和5年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられるため、所要の改正を行うものです。条文は7条構成で、7件の条例を一部改正します。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。30ページをお開き願います。第1条関係としまして、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例」について、一部改正します。第3条は、定年の年齢を65歳に引き上げるものです。32ページをお開き願います。第6条は、組織の新陳代謝を確保するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入することに伴う規定で、対象を管理職手当の支給を受けている職員とし、第7条では、管理監督職勤務上限年齢を60歳と規定するものです。第8条においては管理監督職から他の職への降任等を行うにあたり必要な事項を規定するものです。33ページをご覧ください。第9条では、管理監督職の上限年齢による降任及び任用に関する特例としまして、欠員の補充が困難な場合など、異動期間の延長について規定するものです。36ページをお開き願います。第12条は、職員の多様な働き方を支援するため、60歳に達し、定年前に退職した職員を、短時間勤務制の職に採用することができることを規定するものです。37ページをご覧ください。附則第2項において、定年の年齢を令和5年4月1日から令和13年3月31日まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げる経過措置を規定するほか、附則第3項において、60歳に達する日の前年度に、職員が勤務形態を選択できるよう、任用・給与などの情報提供及び60歳以降の勤務の意思確認

について規定するものです。39ページをお開き願います。第2条関係としまして、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例」について、一部改正します。第6条第8項において、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の計算方法について規定するものです。43ページをお開き願います。当ページの下段から45ページにかけてご説明いたします。第21条第5項及び、第24条第2項第2号において、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当について規定するものです。第28条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員について、給与の昇給、扶養手当、住居手当を適用除外とするものです。附則第4項から、48ページの附則第11項においては、60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の給与月額を、適用される給料表の額の7割水準に設定するため、必要な規定を整備するものです。50ページをお開き願います。第3条関係としまして、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」について、一部改正します。60歳を超えた職員の給与を7割水準に設定するにあたり、降給に伴う手続きについて規定するものです。52ページをお開き願います。第4条関係としまして、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」について一部改正します。給料月額7割措置の適用に伴い、発令時の給料月額と減額時の給料月額が異なることが想定されるため、職員の生活保障の観点から、減給額の上限は現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1相当額にとどめるよう、所要の改正を行うものです。53ページをご覧ください。第5条関係としまして、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」について一部改正します。定年前再任用短時間勤務職員制の導入及び再任用短時間勤務制の廃止に伴う文言の整備です。56ページをお開き願います。第6条関係としまして、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」について一部改正します。育児休業の対象となる職員から、管理監督職勤務上限年齢による降任の特例により、引き続き管理監督職として勤務している職員を除くため、所要の改正を行うものです。58ページをお開き願います。第7条関係としまして、「和歌山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」について一部改正します。地方公務員法の改正に伴い、本条例における引用条項を整備するものです。これらの改正は、令和5年4月1日から施行し、附則第4条は公布の日から施行するものです。

続きまして、59ページをご覧ください。議案第4号は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」です。本条例につきましては、令和4年8月8日の人事院勧告を踏まえ、所要の改正を行うものです。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。65ページをお開き願います。第1条関係は、第24条第2項の勤勉手当の支給率を、12月期に100分の105に改正するものです。66ページをお開き願います。30歳台半ばまでの職員の給料月額を引き上げるため、66ページから69ページの行政職給料表を改正するものです。72ページをお開き願います。第2条関係は、第1条関係で改正した勤勉手当の支給率を、令和5年6月期から100分の100に改正し、議案第3号により導入した、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を、100分の47.5に改正するものです。第1条関係の改正につきましては、公布の日から施行し、改正

後の給料表の規定については令和4年4月1日から適用し、第24条第2項の規定については、令和4年12月1日から適用し、第2条関係の改正につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。

続きまして、73ページをご覧ください。議案第5号は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」です。本条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものです。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。75ページをお開き願います。条例第16条第1項第2号において、均等割額5割軽減対象世帯に係る所得判定基準について、「世帯の被保険者数に乘じる金額」を、現行の28万5千円から29万円に、また、同項第3号において、均等割額2割軽減対象世帯に係る所得判定基準について、「世帯の被保険者数に乘じる金額」を、現行の52万円から53万5千円にそれぞれ引き上げるものです。これらの改正は令和5年4月1日から施行します。

続きまして、77ページをお開き願います。議案第6号は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例について」です。令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護に関する法律が、民間、国、独立行政法人等及び地方公共団体の個人情報保護とデータ流通の両立を図るための全国共通ルールとして位置付けられ、令和5年4月1日から、当広域連合においても、直接同法の適用を受けることとなります。これに伴い、現行の和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を廃止し、和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正し、法により条例で定めることを委任されている事項等を規定した、和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものです。内容につきましては、条例案によりご説明いたします。78ページをお開き願います。第1条は、条例の趣旨を、第2条は実施機関及び用語の定義を規定するものです。第3条は、開示請求に係る手数料等を規定するもので、現行条例等と同様の費用負担を定めるものです。第4条は、和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会への諮問内容について規定するものです。79ページをご覧ください。第5条は、法の施行の状況の公表について規定するものです。第6条は、要綱等への委任について定めるものです。附則第1条は施行期日を定め、附則第2条は、現行の個人情報保護条例を廃止するものです。附則第3条は、個人情報保護条例廃止に伴う経過措置を定めており、第1項は、法施行前に業務に従事していた者等に対する守秘義務について、第2項は、法施行前に行われた開示請求等について、従前の例によることを規定します。第3項から第5項は、法施行前の守秘義務違反による罰則について規定するものです。80ページをお開き願います。附則第4条は、個人情報保護条例の廃止に伴い、情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するものです。81ページから82ページをご覧ください。改正内容は、引用法令等を整備するものです。本条例は令和5年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第7号、第8号「令和5年度当初予算関係」についてご説明いたしま

す。84ページをお開き願います。議案第7号は「令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」です。歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億5,766万8千円と定めると共に、一時借入金の最高額を2千万円と定めるものです。款項の区分ごとの金額につきましては、85ページ及び86ページの「第1表歳入歳出予算」に計上しておりますが、その内容につきましては、事項別明細書に沿って、ご説明いたします。87ページをお開き願います。「歳入歳出予算事項別明細書1総括」です。予算の概略につきまして、歳入歳出合計は、令和4年度と比較してそれぞれ1億1,805万円の増額となります。増額の主な要因は、特別会計繰出金において、令和4年度と比較して、1億1,180万円の増額となったこと等によるものです。それでは、予算内容の主なものについて、目ごとに、ご説明いたします。

88ページをお開き願います。歳入におきましては、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1億9,027万6千円は、広域連合事務局派遣職員等の人件費及び一般事務経費を構成市町村に負担して頂くものです。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目調整交付金393万3千円は、会計年度任用職員の保健師の経費について、長寿・健康増進事業に係る特別調整交付金を受入れするものです。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金1億6,335万7千円は、一般会計及び特別会計のシステム機器更改費用等に充てる財源として財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰入れするものです。

90ページをお開き願います。歳出におきましては、第1款、第1項、第1目議会費274万4千円は、広域連合議会の運営に要する諸経費です。

91ページをご覧願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費2億235万5千円は、派遣職員等の人件費及び事務局の運営に要する諸経費となります。なお、特別職及び一般職の給与費明細書につきましては、98ページから99ページまでをご参照願います。恐れ入りますが、お戻りいただき、91ページをお開き願います。一般管理費の主なものをご説明いたします。第1節報酬1,347万円の内、1,317万6千円は、会計年度任用職員5名の報酬となります。93ページをお開き願います。第12節委託料1,589万6千円は、事務用の電子計算機システムの運用委託、広域連合の例規集管理システムの運用委託、情報系システムの移行業務委託などの費用となります。第13節使用料及び賃借料2,559万1千円は、職員用住宅、事務所の借上げ、電子機器付属器具借料等に係る費用となります。第18節負担金補助及び交付金1億2,792万5千円は、派遣職員給与等負担金などに係る費用となります。

96ページをお開き願います。第4款諸支出金、第1項、第1目特別会計繰出金1億5,180万円は、基幹系システム機器更改費用に充てる財源として、一般会計に繰り入れした財政調整基金を特別会計へ繰り出すものです。一般会計当初予算の説明は以上となります。

続きまして、101ページをお開き願います。議案第8号、「令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,555億6,231万4千円と定めると共に、一時借入金の借入れの最高額を100億円と定めるものです。また、地方

自治法第220条第2項ただし書きの規定により、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものです。款項の区分ごとの金額につきましては、102ページから105ページの「第1表歳入歳出予算」に計上しておりますが、その内容につきましては、事項別明細書に沿って、ご説明いたします。106ページをお開き願います。「歳入歳出予算事項別明細書1総括」となります。予算の概略につきまして、歳入は令和4年度と比較して10億9,561万3千円の増額となります。増額の主な要因は、被保険者数の増加に伴う保険給付費の増加により、第1款分担金及び負担金、第2款国庫支出金及び第4款支払基金交付金の法定負担金等が増加したことによるものです。107ページをご覧ください。歳出は、令和4年度と比較して、歳入と同額の10億9,561万3千円の増額となっています。増額の主な要因は、第2款保険給付費が、被保険者数の増加により、7億8,854万2千円の増額となったことによるものです。

続きまして、予算内容の主なものにつきまして、ご説明いたします。108ページをお開き願います。歳入におきましては、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金281億1,070万4千円は、一般事務経費の負担分である事務費分賦金として6億4,865万5千円、市町村が徴収する保険料である保険料等負担金として114億6,865万円、医療費に係る市町村の法定負担分である療養給付費負担金として122億9,753万円、均等割保険料の軽減に対する財源補填分である保険基盤安定制度負担金として36億9,586万9千円を、それぞれ構成市町村に負担していただくものです。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金368億9,259万2千円は、医療費に係る国の法定負担分で、第2目高額医療費負担金8億5,011万3千円は、レセプト1件あたり80万円を超える高額な医療費につきまして、その80万円を超える額のうち、保険料及び調整交付金でまかなう部分について、4分の1を、国が負担するものです。109ページをご覧ください。第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金7,304万7千円は、健康診査事業に対して交付を受けるものです。第2目特別高額医療費共同事業費補助金1,033万5千円は、特別高額医療費共同事業への拠出金に対する補助金です。第3目調整交付金143億7,859万6千円は、広域連合間における被保険者の所得格差の不均衡是正を図る目的で交付を受ける普通調整交付金、保健事業を充実させるため等に交付を受ける特別調整交付金です。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金122億9,753万円は、医療費に係る県の法定負担分で、第2目高額医療費負担金8億5,011万3千円は、レセプト1件あたり80万円を超える高額な医療費について、その80万円を超える額のうち、保険料及び調整交付金でまかなうべき部分について、4分の1を県が負担するものです。

第4款、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金612億4,519万6千円は、現役世代からの保険給付に係る支援金となります。

110ページをお開き願います。第5款、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金6,135万2千円は、著しく高額な医療費を全国の広域連合で共同負担し、広域連合の財政負担を軽減させるために交付されるものです。

第7款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金1億5,180万円は、基幹系システム機器更改費用に充てる財源として、財政調整基金を取り崩し、一般会計を通じて繰り入れるものです。第2目基金繰入金3億9,611万1千円は、令和5年度に必要な保険料抑制財源を、後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れるものです。

111ページをご覧ください。第9款諸収入、第3項雑入、第1目第三者納付金2億2,300万5千円は、交通事故等における保険給付について、過失割合に応じて加害者から納付していただくものです。第2目返納金2,179万1千円は、不正不当利得の返納金となります。

112ページをお開き願います。歳出におきましては、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費8億592万2千円は、被保険者の資格管理や保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費となります。114ページをお開き願います。第2項、第1目賦課徴収費44万7千円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要する諸経費となります。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費1,498億9,900万円は、医科、歯科、調剤、入院時食事・生活療養費及び訪問看護に係る保険給付となります。第2目療養費16億2,100万円は、一般診療、補装具、柔道整復、鍼灸、あんま・マッサージ等に係る保険給付となります。第3目審査支払手数料3億3,954万2千円は、レセプトの審査及び医療機関等への支払業務の委託に伴う手数料となります。第2項高額療養諸費、第1目高額療養費13億8,400万円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付で、第2目高額介護合算療養費2億7,200万円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付となります。115ページをご覧ください。第3項葬祭諸費、第1目葬祭費3億1,035万円は、被保険者の死亡に伴う定額3万円の保険給付で、第2目傷病手当金73万9千円は、新型コロナウイルス感染症の感染等により就労することができず、給与を受けられない場合に支給するものです。第4項、第1目その他医療費50万円は、災害で被災された方等の一部負担金等減免給付金です。

第3款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金1億692万4千円は、著しく高額な医療費を全国の広域連合で共同負担する事業に拠出するものです。また、その事務費として、第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金8万円を計上するものです。

116ページをお開き願います。第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費4億8,247万8千円は、健康意識の高揚を図るために要する諸経費として医科・歯科健診や人間ドックに要する経費を計上するものです。第2目その他保健事業費3億620万8千円は、被保険者の健康の保持増進のために要する費用として、重複・頻回受診者等への相談指導や保健事業と介護予防等の一体的実施に要する経費等を計上するものです。

118ページをお開き願います。第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金1千万円は、過年度分保険料についての過誤納に伴う還付金として、市町村に交付するものです。第2目還付加算金10万円は、保険料の還付に伴う加算金として、市町村に交付するものです。以上で補足説明を終わります。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。ここで、しばらく休憩致します。
再開は、14時10分と致します。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいま議題となっている8件のうち、まず、日程第4、議案第1号「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第1号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5、議案第2号「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第2号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第6、議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第3号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ご

ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7、議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長　　討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第4号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8、議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長　　討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第5号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長　　討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第6号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第7号「令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第7号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第8号「令和5年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第8号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、発議第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例について」を議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

○原田議員 議長、22番。

○議長 22番、原田覚君。

〔22番 原田覚君 登壇〕

○原田議員 ただいま上程されました発議第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の規定により、個人情報保護制度の見直しが行われ、これまで、各地方公共団体がそれぞれ条例で定めていた個人情報保護制度は、令和5年4月1日以降、国の「個人情報の保護に関する法律」に基づく制度に統合されることになりました。

しかし、地方公共団体の機関のうち、議会については、一部の規定を除き、基本的に「個人情報の保護に関する法律」の適用対象外となっています。

当議会といたしましても、引き続き、個人情報の保護に関し、自律的な措置を講ずることが望ましいとの観点から、本条例案を提出いたしました。

議員の皆様方におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 以上で、説明は終わりました。これより、発議第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、発議第1号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

最後に、日程第13「和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

この選挙は、令和5年3月29日をもって任期が満了する和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の後任について、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、和歌山市古屋413番地7、寺井富士君、和歌山市榎原189番地16、東内敏幸君、海南市阪井224番地64、仲垣内寛君、海南市名高283番地7、朝井郁子君、以上4人の諸君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4人の諸君を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました寺井富士君、東内敏幸君、仲垣内寛君、朝井郁子君、以上4名の諸君が和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員に、海南市下津町方1797番地、向山壽紀君、和歌山市太田4丁目9番10号、川端康紀君、和歌山市川辺153番地3、南秀紀君、海南市下津町下津789番地2、楠戸啓之君、以上4人の諸君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4人の諸君を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、向山壽紀君、川端康紀君、南秀紀君、楠戸啓之君、以上4名の諸君が、和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

お諮りします。ただいま当選されました、和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員の補充の順位は、指名順としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、補充員の順位は、指名順とすることに決しました。

お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。本定例会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により、すべて議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表すとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。寒さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただきますとともに、今後とも広域連合発展のため、ご精進くださらんことをお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが、御礼のご挨拶といたします。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長　　議長、番外。

○議長　　広域連合長、尾花正啓君。

〔広域連合長 尾花正啓君 登壇〕

○連合長　　閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、熱心かつ慎重なご審議の上、提出諸議案について、いづれもご賛同いただき、厚く御礼申し上げます。今後とも、後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村と一層の連携を深め、保険者機能の充実、安定した医療の給付に努めていく所存でありますので、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様には、まだまだ寒さ厳しい折、健康に十分留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長　これにて、令和5年2月15日招集の和歌山県後期高齢者医広域連合議会定例会を閉会します。

午後2時27分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 船 木 孝 明

署 名 議 員 辻 村 昌 宏

署 名 議 員 佃 奈 津 代